

studio PiT 利用規約

studio PiT（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条(運営・管理) 本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社ビューティサポートウイズが行います。

第2条(入会資格) 本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条(入会手続き) 本クラブに入会する方は所定の WEB システムより入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の同意の上で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条(入会金・諸費用) 会員は、本クラブの定める入会金及び諸費用を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、一旦納入した入会金及び諸費用は、理由の如何を問わず返還しません。

第5条(会員資格の停止・除名) 本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会時の登録情報に虚偽があることが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. 本クラブ内において、物品販売等の営利活動、宗教・政治活動、ネットワークビジネス等の勧誘行為を行ったとき。
10. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 6 条(会費等の支払い) 会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第 7 条(施設の予約とキャンセル)

1. 本クラブの施設利用(レッスンの受講)は事前予約制とします。
2. 予約のキャンセルは、レッスン開始の定められた時間前までに所定の WEB システムより行うものとします。
3. 無断キャンセルが続いた場合や、度重なる遅刻により他の会員の迷惑となると本クラブが判断した場合、事前の通知なく予約機能の制限または会員資格の停止を行う場合があります。

第 8 条(特別キャンペーン・割引の適用)

1. 入会時のキャンペーン等により適用された特別割引(月会費の割引や物販の割引等)は、本クラブに継続して在籍することを条件とします。
2. 前項の特別割引は、退会、会員種類の変更、または会費の滞納があった時点で即時失効するものとし、再入会時における再適用は行わないものとします。

第 9 条(会員種類の変更) 会員は、各月の 10 日までに本クラブ所定の WEB システムより変更手続きを行うことにより、翌月から会員種類を変更することができます。10 日を過ぎて手続きを行った場合は、翌々月からの変更扱いとなります。

第 10 条(退会) 会員は、各月の 10 日までに本クラブ所定の WEB システムより退会手続きを行うことにより、その月末限りで退会することができます。電話、書面、口頭での退会手続きは受け付けません。10 日を過ぎて手続きを行った場合は、翌月末日での退会扱いとなります。なお、WEB システムでの退会手続きが完了しない限り、会費支払義務は継続するものとします。

第 11 条(駐車場の利用)

1. 本クラブの駐車場は縦列駐車(2列)となっております。駐車スペースに限りがあるため、会員様同士譲り合ってご利用ください。
2. 縦列駐車の特性上、他のお客様の車の出入りのために、レッスン前後等に車の移動をお願いする場合がございます。会員様同士の円滑なご利用のため、ご協力をお願いいたします。
3. 駐車場内での車両事故、盗難、破損、会員様同士のトラブル等について、本クラブは一切の責任を負いません。

第 12 条(休業) 本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示または専用システムにて告知します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第 13 条(閉鎖または臨時休業) 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第 14 条(免責・禁止事項)

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
4. 本クラブ内における物品の販売、各種勧誘行為(宗教・政治・ネットワークビジネス等)、その他営利目的の行為を固く禁じます。

第 15 条(規約の改定) 本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示、当社ホームページまたは専用システムにて会員に告知するものとします。

第 16 条(施行) 本規約は 2026 年 4 月 1 日より施行します。